

平成 19 年度環境・安全技術系講習会

堀木幹夫

工学研究科・工学部技術部 環境・安全技術系

はじめに

今年度の環境・安全技術系の講習会は以下のように、開催した。

開催日時：平成 19 年 10 月 17 日（水）13:30～14:30

場所：技術部会議室（7 号館 B 棟 313 室）

1．放射線障害防止法などについて(釣田 幸雄 技術主任)

放射線障害防止法第 36 条の 2 によれば、放射線取扱主任者に選任されている者は 3 年に 1 回、講習会を受ける義務を負っている。名古屋大学の関係者がこの講習会の講師を担当し、その教材作成に放射線安全管理室が協力をしたので、その教材について、一部の説明がなされた。

講習内容は、1) 放射性同位元素、発生装置の安全に関わる法律として、原子炉基本法、原子炉規制法、放射線障害防止法等がある、2) 放射線の定義、3) 放射線発生装置の定義、4) 放射線の日常的な測定、5) 各場所における外部放射線の線量等量限度、6) 放射線業務従事者の線量等量限度、7) 教育訓練、8) 放射線障害防止法と電離則との関係、9) 個人の管理（健康診断、教育訓練、被曝の測定）、10) 放射線施設の規制値、11) RI 施設の標識、12) RI の運搬等についての話しがなされた。

時間の関係で、講習資料の一部については割愛された。その後、質疑に入り、普段あまり聞くことのない放射線関係の講演に、各人からの素朴な質問もあり、興味のある講習であった。

2．建築基準法関連法規（平埴 義正 技術主任）

建築基準法の関連法規として、建築基準法、同施行令、同規則、都市計画法、消防法、省エネ法、労働安全衛生法、耐震改修法等から民法等まで生活関連のあらゆる法律が関与していることが、冒頭示された。

本体となる建築基準法は建築物、特殊建築物等、いくつかの用語の定義を定めている。敷地と道路の関係、耐火構造、建物の高さ、面積、建ぺい率、容積率等建物を建築する上で骨格となる部分を詳細に定めている法律である。

関連する法律として、1) 労働安全衛生法は部屋の開口部の面積、換気設備、ホルムアルデヒド発散材料・石綿等の使用規制等を規定している。2) 避難規定として、避難経路、避難階段、防火戸等の細かい規定がある、3) 耐震改修法により特定建築物の所有者が地震に対する対策を義務づけられている、4) バリヤーフリー法により、高齢者、障害者の利用する施設の移動を円滑にする改善を義務づけている、5) 消防法は消防設備の保全、危険物の規制に関することを規定している、6) 省エネ法では空気調和設備等に関するエネルギーの効率的利用の措置を規定している、その他として、7) 民法では区分所有法により、マンション等の管理を規定している。

このように、建築基準法とその関連法規により、私たちの生活のありとあらゆる部分が影響を受けていることが、理解された。